

国立情報学研究所における研究研修生の受入れに関する要領

〔平成19年10月24日〕
所 長 裁 定

- 1 この要領は、国立情報学研究所（以下「研究所」という。）において、研究指導等を行う大学又は高等専門学校専攻科等の学生（以下「研究研修生」という。）の受入れに関し、必要な事項を定める。
- 2 研究所は、研究研修生の研究課題に応じて指導する研究教育職員を定める。当該研究教育職員は、研究研修生に対して研究指導等を行う。
- 3 研究研修生の所属長は、受入れを行う日の1ヶ月前までに、別記様式1に定める申請書を所長宛に提出するものとする。
- 4 受入れ期間は、原則1年以内とし、年度を超えないものとする。ただし、やむを得ない場合には、当該期間を延長することができる。
- 5 研究所は、受け入れた研究研修生に対する研究指導等の対価を徴収しない。
- 6 研究研修生が次の各号に該当する場合には、所長は当該研究研修生の受入れを中止することができるものとする。
 - 一 研究所の規則その他遵守すべき事項に違反した場合
 - 二 研究所において、研究指導等を受けることが適当でないと認められる場合
- 7 研究研修生が健康その他の理由により、研究指導等を受けることを中止しようとするときは、所属長を経由して所長に申し出る。
- 8 指導する研究教育職員は、研究指導等を受けるために必要と認めるときは、当該施設の責任者の許可を受けて、研究研修生に研究所の施設を利用させることができる。
- 9 研究研修生が研究指導等を受けた結果、特許権の対象となる発明、実用新案権の対象となる考案、意匠権の対象となる創作及び育成者権の対象となる育成等を行った場合には、情報・システム研究機構職務発明等規程に照らしてその扱いを決定する。
- 10 研究研修生は、既に公知である情報又は正当な理由により責任を免除される場合を

除き，研究指導等を受けることによって知り得た一切の情報を秘密として扱い他に開示してはならず，秘密保持の義務を負う。

附 則

この要領は，平成19年10月24日に制定し、平成19年4月1日から実施する。